

京都市訓令甲第 26 号

序 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の出勤簿の整理及び休暇の取得状況等の記録に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 23 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

別記様式を次のように改める。



附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)